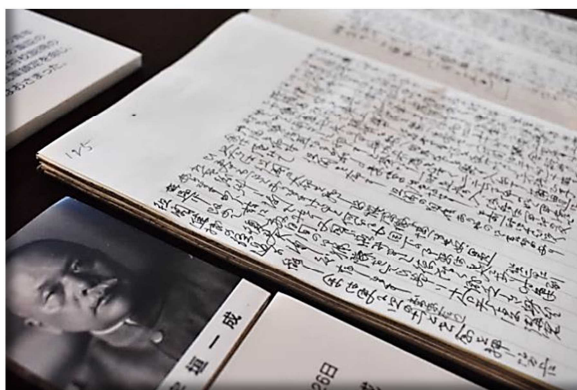




常設展資料紹介 「一如庵随想録」

常設展で紹介している「一如庵随想録」は大正後期から歴代内閣の陸相を務めた陸軍大将宇垣一成（かずしげ）の日記です。今回はこの宇垣の“幻の内閣”について取り上げます。



宇垣の肖像写真と「一如庵随想録」（憲政記念館 2階展示室）

今から 80 年前の 1937 年（昭和 12）1 月 25 日未明、宇垣は組閣の大命を受けました。当時の政界は軍部の存在感が増していました。前年に陸軍の皇道派青年将校による二・二六事件が起こり、岡田啓介内閣は退陣。後継首相には外交官出身の広田弘毅が就きますが、組閣人事への横やりに始まり、第二次北支処理要綱¹の決定など軍部を抑えきれず、年明け 1 月 21 日のいわゆる割腹問答²を端緒に閣内不統一となり総辞職に至りました。

¹ 河北省など北支五省の「分治」を確立し、親日満政権の樹立等を企図した政策。

² 衆議院本会議において、政友会浜田国松の軍部批判に対し、陸相寺内寿一（ひさいち）が陸軍を侮辱するものと応酬を繰り返した。会議終了後、寺内が衆議院の懲罰的解散を主張。

³ 「宇垣軍縮」と呼ばれ、新兵器の充実等を条件に陸軍 21 個師団のうち 4 個師団を廃止し、約 3 万 9000 人の将兵を整理。

このとき元老西園寺公望より首相候補に推挙されたのが、陸軍の実力者と目され第一次加藤高明内閣において大軍縮³を成し遂げた宇垣でした。宇垣が参内するための上京の途次、陸軍内部の組閣に反対する動きが伝えられます。反対工作の中心人物は参謀本部の石原莞爾（かんじ）大佐で、過去に軍縮を断行し、政党との関係も深いとみられていた宇垣が首相になることは受け入れがたいことでした。その結果、陸軍の方針は宇垣の組閣反対で固まり、陸相候補を出すことを拒否します。ここで、二・二六事件後に復活した軍部大臣現役武官制が組閣の足かせとなります。宇垣は勅命によって陸相を選任できるように企てますが、二・二六事件の再燃を恐れた内大臣湯浅倉平に天皇への上奏を拒絶されて組閣を断念。1 月 29 日に大命拝辞に至り、宇垣内閣は幻となりました。

その後は林銑十郎内閣、近衛文麿内閣と続き、この年の 7 月には盧溝橋事件が勃発し、日中両国は全面戦争化の道へと進んでいきました。

憲政史を訪ねて 一銅像① 尾崎行雄一

憲政記念館には、暑い日も、寒い日も、荒天の日も、毎日欠かさず来館者を出迎えてくれる人物がいます。それは民主主義と議会政治の確立のために貢献し、「憲政の神様」と呼ばれた尾崎行雄の銅像です。



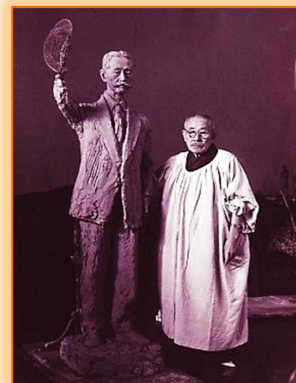
【尾崎行雄銅像】

尾崎は憲政の功労者として衆議院で表彰されました。銅像は、1960年（昭和35）の尾崎記念会館建設に合わせて建立されました。

尾崎の銅像は、正面玄関の池に立ち、帽子を持った右手を高々と掲げ、来館者に「ようこそ諸君」と呼びかけているようです。

この銅像は、日本を代表する彫刻家の

ひとり朝倉文夫によるもので、このポーズは1950年尾崎がハワイを発つ際の姿といわれ、91歳の尾崎の印象が見事に浮かんでくる作品となっています。



写真：尾崎行雄記念財団提供

日本における人物の銅像は、明治時代から先人顕彰のため、各地で建立されるようになりました。その後、第二次世界大戦時には金属類回収令が公布され、武器生産に必要となる資源補給のため、多くの銅像が供出を余儀なくされました。また、終戦直後には軍国主義的なものとして撤去されたものもありました。現存する銅像の多くは、戦後建立されたもので、一度壊した銅像も出身地やゆかりの地などにおいて、人物の功績を称えて再建されました。平成に入って建てられたものも多くあります。

このように街を歩いていると、意外な場所に銅像や碑を目にすることがあると思います。もしも今後、銅像や碑などを見かけることがありましたら、少しだけ足を止め、建立された由来などに思いを巡らせてみてはいかがでしょうか。またこれまでとは違った景色に見えてくるかもしれません。

【参考文献】

尾崎行雄記念財団『尾崎記念会館・時計塔建設記』1961年

憲政記念館の歴史とその役割

憲政記念館は、1970年（昭和45）に我が国が議会開設80年を迎えるのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として構想され、尾崎行雄記念財団によって建設された尾崎記念会館の隣接地への新館増築後、1972年（昭和47）3月に開館しました。1997年（平成9）には増改築され、「憲法50年記念ホール」などを新設しています。



日本水準原点
(都指定有形文化財)

ハナミズキ
(米国から寄贈)

憲政記念館のある高台は、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後、彦根藩（井伊家）の上屋敷となった場所です。明治以降、終戦間際まで参謀本部・陸軍省が置かれ、1952年（昭和27）に衆議院所管となりました。

憲政記念館全景

尾崎記念会館（現憲政記念館）が「日本におけるモダン・ムーブメントの建築（DOCOMOMO Japan）100選」に選出（平15.9）海老原一郎設計

日本さくらの会
による植樹多数

櫻の井
(都指定旧跡)

機能・床面積

- ①憲政資料の収集・保管・展示
 - ②講堂・会議室管理
 - ③国会前庭、国会参観者バス駐車場の管理
- 【床面積】
建物全体 約6,000㎡

開館時間・入館者数

- 入館料：無料
- 開館時間：9:30～17:00
- 休館日：毎月末日、年末年始

【入館者数】

年(平成)	入館者数
26年	6万5千人
27年	7万2千人
28年	6万3千人

国会参観者バス駐車場

- 敷地面積：約7,460㎡
- 駐車スペース：大型バス46台、小型バス2台、障害者用1台

【利用状況】

年(平成)	駐車台数	乗客数
26年	2万1,890台	76万6,526人
27年	2万1,411台	76万1,394人
28年	2万0,553台	72万5,797人

所蔵資料等

総数：約2万点（図書含む）
主な所蔵品：
書跡（正副議長・憲政功労者及び総理大臣の色紙、条幅等）、遺品（犬養毅、吉田茂、淺沼稻次郎等）、文書（書状、日記、帝国議会時代を含む国会関係書類等）、絵画、工芸等

講堂・会議室の使用状況

年(平成)	講堂	会議室
26年	55件	222件
27年	73件	196件
28年	63件	170件

【主な使用例】

- ◆衆院議長主催「さくら祭り中央大会」
- ◆天皇后両陛下ご臨席「みどりの式典」
- ◆衆参両院議長ご出席「海外日系人大会」

尾崎行雄記念財団

尾崎行雄記念財団は、1956年（昭和31）に設立され、翌年に認可を受けました。1960年（昭和35）には、同財団が中心となって国民から寄付金を募り、国会前庭に「尾崎記念会館」を建設し、完成とともに衆議院に寄贈されました。現在は、憲政記念館で「琴堂塾」を開催するなどの活動を行っています。

館内展示の様子



憲政の歩みコーナー



憲政史シアター



議場体験コーナー



国会の速記(衆議院)コーナー



立体ビジョンコーナー

シリーズ特別企画展示のご案内

憲政記念館では、平成 29 年 6 月から平成 30 年末まで「幕末明治からのメッセージ—激動の時代を彩った人々—」と題し、シリーズを 4 期に分けて、幕末・明治維新・明治国家建設の立役者たちの遺墨・書簡・記念品等を展示しています。この機会に多くの方々に来館していただき、先人たちが活きた時代を少しでも感じていただければと思います。憲政記念館初のロングラン特別企画展示は、現在シリーズ I を展示中です。

シリーズ I (ペリー来航から大政奉還まで)
平成 29 年 10 月 30 日 (月) まで開催
期間中休館日：9 月 30 日 (土)

次回シリーズ II は、明治前期（戊辰戦争から議会開設まで）を取り上げ、谷干城（たてき）、西郷隆盛、副島種臣、大久保利通、伊藤博文等の関係資料を展示する予定です。

シリーズ II (戊辰戦争から議会開設まで)
平成 29 年 11 月 1 日 (水)
～平成 30 年 3 月 29 日 (木)
期間中休館日：11 月 30 日 (木)、
12 月 28 日 (木)～平成 30 年 1 月 4 日 (木)、
1 月 31 日 (水)、2 月 28 日 (水)

<シリーズ II 展示資料の紹介>



錦絵「憲法発布上野賑」勝月画

国民の多くが、大日本帝国憲法の発布を歓迎していた様子をうかがうことができる。(憲政記念館所蔵)



↑「万国公法」第 1 巻～第 6 巻

国際法を東アジアに本格的に紹介した最初の書物。1873 年（明治 6）から「国際法」という名称で一般に使用されるようになった。(橋本秀孝氏所蔵)



← 大久保利通書

1874 年（明治 7）、日本の台湾出兵により清国と一触即発の状況となったが、大久保の北京での交渉の結果解決した。同年 11 月、大久保は、引き上げを伝達するため台湾を訪れた際に、この詩を詠んだと言われている。(橋本秀孝氏所蔵)

「憲政記念館 夏休み企画」の御礼



7 月 24 日から 8 月 31 日まで開催いたしました「平成 29 年 憲政記念館 夏休み企画」は、盛況のうちに無事終了いたしました。期間中は、多くの皆様にご来館いただき、誠にありがとうございました。

【発行人】 宇佐美 雅 樹
【編集責任者】 高 橋 和 彦

【印刷・発行】 衆議院事務局 憲政記念館
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-1-1
TEL：03-3581-1651 FAX：03-3581-7962

本紙について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。引用される場合には出所を明示し、また、転載等を行う場合にはあらかじめ当館へご連絡ください。